

令和 6 年度 第 1 回茅ヶ崎市教育基本計画審議会 会議録

議題	1 会長の選出及び職務代理者の指名について 2 教育委員会の点検・評価結果報告書（令和 5 年度 自己評価）について
日時	令和 6 年 7 月 5 日（金）午後 2 時 1 0 分～午後 4 時 0 0 分
場所	市役所分庁舎 5 階 特別会議室
出席者氏名	茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員 笠原 陽子会長 梨本 加菜委員 塚本 悠委員 三末 佳子委員 城田 禎行委員 鈴木 葉子委員 山本 哲史委員 佐藤 洋委員 （事務局） 白鳥教育総務部長 関教育総務課長 高橋課長補佐 行川主査 伊藤主査 市川主事 高橋教育施設課長 中原学務課長 間井学務課教職員担当課長 木村教育指導担当部長 松岡教育推進部長 新居学校教育指導課長 松永教育センター所長 伊勢田社会教育課長 荒鶴嶺公民館館長 須藤博物館長 関山青少年課長 高木図書館長
会議資料	・ 次第 ・ 資料 1 茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則 ・ 資料 2 教育委員会の点検・評価結果報告書（令和 5 年度 自己評価） ・ 資料 3 教育委員会の点検・評価報告書（案）に対する意見及び回答 ・ 参考資料 1 茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員名簿 ・ 参考資料 2 市長部局との連携について（令和 5 年度） ・ 点検・評価正誤表
会議の公開・ 非公開	公開
傍聴者	0 人

○関教育総務課長

それでは、お時間となりましたので、茅ヶ崎市教育基本計画審議会を開始いたします。

本日はお忙しい中、また暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の就任につきまして、ご承諾をいただきまして重ねて御礼申し上げます。

ここで審議に入る前にお時間をいただきまして、6 月 21 日に記者発表いたしました、市立中学校における通知票の誤記載について、学校教育指導課長よりご説明させていただきたいと思います。本案件に関しましては、教育基本計画に関する本審議会の所掌事項ではございませんが、教育委員会として重大案件と捉えており、改めましてこちらの審議会の場でご説明をさせていただきたく、時間をいただいた次第でございます。

○新居学校教育指導課長

学校教育指導課長の新居と申します。よろしくお願いいたします。お時間をいただき、ありがとうございます。

机上配付させていただきました、6月21日付茅ヶ崎市記者発表資料をご覧ください。よろしくお願いいたします。

事故の概要といたしましては、鶴が台中学校において、昨年度の修了式の日になります3月25日に、配付いたしました通知票において、1学年国語科観点の評価に関する誤記載、及びそれに伴う評定の誤記載が判明したものでございます。

後期期末テストの点数について、システムに入力はされていたものの点数を反映させるためのチェックボックスというものがございます。そのチェックボックスでチェックがされていなかったことから、「知識・技能」、そして「思考・判断・表現」の観点の評価で20名の誤記載があり、評定にまで影響した生徒が8名おりました。

事故判明の経過についてご説明いたします。3月25日の生徒下校後、1学年国語科の通知票の評価について、保護者からの問い合わせがあり、成績処理をするシステムを確認したところ、後期期末テストの点数が反映されていない設定のまま評価を出していたことが判明いたしました。

当時の学校長は問い合わせのあった当該生徒の成績について、後期期末テストの点数が反映されるよう設定した場合に変化するかどうかを確認するよう指示し、当該生徒の成績は変わらないことを確認いたしました。当時の学校長は他の生徒の成績についても変化がないか確認するよう指示したところ、複数名の生徒の評定に変化があることが確認できました。

学校長は、問い合わせのあった生徒の成績に変更が認められなかったこと、そして1年生の評価・評定であり、進路への直接の影響はないこと、教職員への負担を考慮し、他の生徒についても、成績の修正・差し替えをしないことと判断いたしました。

その後、その判断に対して、学年主任と学年教諭は複数回にわたり、当時の学校長に対して、修正・差し替えをするべきと訴えましたが、当時の学校長は判断を変えることはありませんでした。

その後、新しい年度に入り、事態を重く受け止めていた当時の学年主任から、6月7日にこれまでの経緯について、現学校長に報告・相談があったことにより、発覚に至りました。

事故の防止に向けて、これまで組織対応とともに、最終的に管理職による確認など、どうしたら事故を防止することができるかなど、再発防止に努めてまいりましたが、当該中学校では、昨年度後期成績については、チェックボックスの確認について、管理職は実施していませんでした。

鶴が台中学校では、6月19日、全保護者宛に、お詫びの文書を配布するとともに、2学年生徒に対して、現学校長と教科担当教諭が直接、説明とともに謝罪をいたしました。また、通知票の差し替えが必要となった20名のご家庭に電話連絡をし、改めて謝罪をするとともに、修正した成績票を直接、家庭訪問にてお渡ししております。併せて、6月20日の18時30分から臨時保護者説明会を開催し、経緯の説明及び謝罪、再発防止に向けての説明を行い、翌日の6月21日には、市として記者発表を行いました。

今回の事案は人為的なミスに加え、当時の学校長の対応は、管理責任者として、著しく不適切であったと言わざるを得ず、茅ヶ崎市の学校教育の信頼を大きく揺るがす事態であると捉えております。

そこで、6月20日に開催いたしました臨時小中校長会議では、主に2点についてお話をさせていただきました。1つ目は、「適切かつ透明性のある学習評価」についてのお願いです。再度、自校が行う学習評価について、児童・生徒が、自分の評価について、「どのようにつけられているのかよく

分からない」などと思われていないか、適切かつ透明性ある学習評価ができているか確認をしていただきたい旨、お願いをしております。2つ目は、「報告・連絡・相談」のお願いです。多様化・複雑化する学校課題について、判断に迷われることも多いことと推察できます。そのような時、より広い視野で冷静かつ適切な判断をしていけるよう、まずは教育委員会へご相談いただきたいことについてお伝えをいたしました。

今年度から新たなシステムである、統合型校務支援システムを導入しておりますが、成績に係る作業を行う際は、今後参考送付するチェック表やマニュアルに則った作業について改めて徹底し、同種事故の再発防止に努めるとともに、適切かつ透明性ある学習評価を行っていけるよう、各学校の取り組みを支援してまいります。以上でございます。

○関教育総務課長

報告は以上でございます。なお、当時の校長は、3月で同校の校長を退任しており、昨年度の教育基本計画審議会の委員ではございましたが、同じく退任をしております。

○白鳥教育総務部長

教育総務部長白鳥でございます。私からも一言申し添えたいと思います。今回の市立中学校における通知票の誤記載について、関係各位にご迷惑とご心配を大変お掛けいたしました。申し訳ございませんでした。

学校教育指導課長より説明がございましたが、今回の件を受け、市内全市立中学校に改めて確認を行い、成績処理の確認に問題がないことを確認してございます。また当該教員の処分等については、県教育委員会が所管するため、関係職員への聞き取り等から把握した状況を県教育委員会に報告し、その指示に従いながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。お時間をいただき、ありがとうございました。

○関教育総務課長

それでは、審議会開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

○竹内教育長

改めまして皆さま、こんにちは。本年度第1回目の教育基本計画審議会の開催にあたりまして、冒頭より本市中学校の不祥事について説明させていただきました。教育委員会といたしまして、今後のこうした事案の再発防止、不祥事の根絶に向けて、改めて管理職はもとより、全教職員の危機管理意識の向上にさまざまな機会を通して取り組んでまいります。

本年度の教育基本計画審議会は、本市の教育への信頼回復が強く求められる中でスタートすることとなりました。これまでにない厳しい環境下ではございますが、茅ヶ崎市教育基本計画に掲げております目標の達成に向けまして、市教育委員会挙げて、関係事業に全力で取り組んでまいります所存でございます。

子どもたちをはじめ、市民の皆さまの学びの充実につながりますよう、真摯なご審議とご助言をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○関教育総務課長

本日の審議会につきましては、「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」に基づき、実施させていただきます。それでは開催にあたり、4点確認させていただきます。

まず、1点目でございます。本日、本審議会の傍聴希望者はありません。

2点目でございます。本会議の内容は公開となり、会議の経過を明らかにするため、委員名を記載して、会議録を作成し、会議資料とともに、市役所市政情報コーナー及び市のホームページで公表することになっておりますので、ご承知おきください。

続きまして3点目でございます。本日は、宮瀧委員からご欠席の連絡をいただいております。委員9名のうち、8名の委員が出席していただいております。したがって、茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第5条2項に基づき、過半数以上の委員にご出席をいただいておりますので、本審議会が成立していることをご報告させていただきます。また、人事異動及び委員の改選がありましたので、まずは事務局の紹介をさせていただきたいと思います。

教育総務部長の白鳥でございます。

教育総務課課長補佐の高橋でございます。

教育総務課行川でございます。

教育総務課市川でございます。

教育総務課伊藤でございます。

最後に私、教育総務課長の関でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆さまから自己紹介をお願いしたいと思います。団体からの代表の方は、所属する団体とお名前をご紹介いただければと思います。

(委員、自己紹介)

続きまして、4点目でございます。配布させていただきました資料の確認をいたします。まず、「本日の次第」、それから資料1「茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則」、続きまして資料2「教育委員会の点検・評価（令和5年度 自己評価）」、また本日の追加資料といたしまして、「点検・評価正誤表」、資料3「教育委員会の点検・評価（案）に対する意見及び回答」、参考資料1「茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員名簿」、参考資料2「市長部局との連携（令和5年度）」を机上に配付してございます。以上となりますが、過不足等ございますでしょうか。もし途中で、資料等の過不足等気づきましたら、遠慮なく事務局の方におっしゃってください。

それでは、議題1「会長及び職務代理者の選出」に入りたいと思います。茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則に基づき、会長が議長となり議事を進めますが、会長選出までの間は、私が進行させていただきます。

議題1「会長及び職務代理者の選出」に移ります。資料1の「茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則」をご覧ください。同規則第4条において、審議会に会長を置き、委員の互選により定めることとしております。自薦、他薦でございますでしょうか。

○山本委員

山本でございます。私、1年目でよく分かりませんので、もし事務局の方から推薦される方がいらっしゃったらその方が一番ふさわしいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○高橋教育総務課長補佐

ありがとうございます。それでは、事務局案を申し上げます。会長には玉川大学教師教育リサーチセンター及び独立行政法人教職員支援機構の笠原様を推薦させていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○関教育総務課長

皆さまいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○関教育総務課長

ありがとうございます。それでは、異議なしということで、事務局案通りとさせていただきます。それでは、ここからの議事進行につきましては、審議会規則第5条に基づき、笠原会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○笠原会長

座ったままで失礼いたします。皆さまにご了解をいただきまして、この会議の議事を進行させていただきます。皆さま方の忌憚のないご意見をいただきながら、充実した審議が進められますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思います。資料1の「茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則」の第4条第3項「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。」ということになっておりますので、この規定に基づきまして、私から職務代理者の指名をさせていただきたいと思います。梨本委員にぜひ代理をお務めいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○梨本委員

ありがとうございます。梨本です。お引き受けします。よろしくお願いいたします。

○笠原会長

梨本委員、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題2「教育委員会の点検・評価（令和5年度 自己評価）」に移る前に、事務局よりお願いいたします。

○関教育総務課長

それでは、議題2に先立ちまして諮問書の手交を行わせていただきます。

○竹内教育長

茅ヶ崎市教育基本計画審議会会長様、茅ヶ崎市教育委員会 教育長 竹内 清。教育委員会の点検・評価結果報告書（令和5年度 自己評価）（案）について。

このことについて、貴審議会から知見をいただきたいので、茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第2条の規定により諮問をします。どうぞよろしくお願いいたします。

○関教育総務課長

委員の皆さまには、事務局より諮問書の写しを配布させていただいております。ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

なお、教育長におきましては所用がございますので、ここで退席とさせていただきますことをご容赦いただきますようお願い申し上げます。それでは、ここからの議事進行につきましては、笠原会長にお戻ししたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○笠原会長

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。皆さま方のお手元に諮問書の写しが配られたと思いますけれども、本審議会は審議調査をしまして、その結果を答申するという形になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題2の「教育委員会の点検・評価（令和5年度 自己評価）」につきまして、まず資料2「教育委員会の点検・評価結果報告書（令和5年度 自己評価）」の基本方針1について、事務局から説明をお願いいたします。

○行川教育総務課主査

ご説明をする前に申し訳ありませんが、資料2に修正がございます。お配りしている正誤表の通り、3カ所ございます。いずれも単位の修正となります。お手数おかけしますが、修正をお願いいたします。申し訳ありません。

それでは改めまして、教育委員会事務局から、令和5年度自己評価についてご説明いたします。6ページをお開きください。まず、基本方針1「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」の総括説明です。

基本方針1については、政策1、2により構成されています。はじめに、政策1「児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築」についての自己評価です。学習活動の基本となる授業づくりと学びを支える支援体制、学校経営に関わる施策を推進するものです。

「各施策の取り組みと効果を総括」についてご説明いたします。毎年実施する茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査において、「学校で色々なことが分かるようになることが楽しいと思う割合」をはじめとする5つの指標では、前年比は低下傾向にありますが、中長期で見ますと低くはない水準を維持しています。これは、1人1台タブレット端末の高い利用率や「児童・生徒一人一人が持っている力をより大切にする」と意識した授業づくりの効果が表れていると考えております。

また、学びを支える環境整備として、コミュニティ・スクールがありますが、令和5年度は新たに小学校5校、中学校2校に設置しました。コミュニティ・スクールでは、学校課題の共有、夏休みの子どもの居場所づくり、制服変更の検討など、積極的な連携を図っています。

さらに、不登校の児童・生徒は増加傾向にあり、多様な支援や手立てを講ずることが大切だと考えます。スクールソーシャルワーカーの関わりにより、一人一人の実情に応じたきめ細やかな支援を行

っております。

次に、「課題と今後の方向性」についてご説明します。課題としては、児童・生徒一人一人の学習意欲を高める授業づくりが肝要です。今後、デジタル教科書の導入と ICT 活用を進めることで、個別最適な学びの実現に向けた授業づくりの推進に努めます。

また、他者と支え合う関係性を構築していくために、令和 6 年度に小学校 5 校、中学校 3 校に設置されるコミュニティ・スクールを中心とした連携にも努めていきます。

さらに教育相談体制の充実を図るために、教員以外の多様な職員や外部人材との連携体制を整備していきます。次の 7 ページ以降には、各指標や取り組み内容の詳細を掲載しております。

続きまして、政策 2 についての自己評価をご説明いたします。24 ページをご覧ください。政策 2 は「質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備」です。教職員の教育活動を支えるとともに、働き方の見直しに関わる施策を推進するものです。

「各施策の取り組みと効果を総括」についてご説明いたします。本市において、現場のスキル継承が困難になっている現状があり、対面での学びの機会を重視し、コロナ禍で実施できなかった宿泊研修や、教職員の多様なニーズに応える研修の提供に努めてまいりました。政策 2 の指標の変化を見ますと、研修を受けて効果があると感じ実践しようと思う割合は、受講者の 8 割以上を占めていることから、研修講座の内容は満足を得られているものと考えます。

次に、働き方改革に関わる取り組みとしては、統合型校務支援システムの導入を行うとともに、教職員の事務軽減や勤務時間適正化のための、適正配置を実施しています。また、教職員へのアンケート、ヒアリングを実施し、連絡調整会議を設置し、考え方を整理しました。

次に、「課題と今後の方向性」についてご説明します。研修については、校内研究や経験者研修等、指導・助言を行い、資質向上に努めるとともに、教員不足の現状において、非常に重要な臨時的任用職員の研修を体系化し、実施していきます。

また、教職員の事務軽減のため、統合型校務支援システムの運用と、今後、「（仮称）茅ヶ崎市立学校の教職員の働き方改革プラン（案）」とあわせて、教職員が児童・生徒一人一人と向き合う時間の確保を目指します。業務のデジタル化など、事務処理の効率化のみならず、教職員を支える人的サポートの拡充を行うことで、学校が教員以外の多様な職員や外部人材との連携を実効的に進めていける体制を整備することで、教職員の働き方改革を推進してまいります。以上、基本方針 1、政策 1、2 の総括説明でございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○笠原会長

ありがとうございました。それでは今回、事前に事務局から委員へ意見票の依頼をしていただいて、A3 のお手元にある一覧で整理をしていただいておりますけれども、これについて、事務局からご説明があればお願いしたいと思います。

○高橋教育総務課課長補佐

それでは、委員の皆さまから事前にいただいた基本方針 1 に関するご意見・ご質問に関する回答等につきまして説明をさせていただきたいと思います。資料 3 の 1 ページから 3 ページをご覧ください。

基本方針 1 につきましては、事前に 12 のご意見・ご質問いただきましたので、回答の概要を事務局より一括して説明させていただきます。

No.1 は、デジタル教科書の導入や統合型校務支援システムの運用に関し、その効果をどのように把握するかというご質問です。これらはいずれも令和5年度に導入し、運用は令和6年度から開始したところでありまして、効果が出てくるのはこれからとなります。教育の情報化を推進するツールであるデジタル教科書については、実践研究校における先生方の意見を今後、把握していきます。また、統合型校務支援システムは、出退勤情報等のデータを、働きやすい環境づくりに生かすなど効果的な活用につなげてまいります。

No.2 は、さまざまな主体との連携事例の積み上げに関し、連携の効果やその実行の難しさについてのご意見・ご質問です。企業との連携事例としては、市内水泳業者との民間施設を活用した水泳学習や湘南ベルマーレとのSDGsに係る連携等、さまざまな取り組みを進めております。地域や活動規模等により、課題を含め、活動や連携の状況はそれぞれ違うものとなりますが、実績を積み重ね、今後の継続的な活用につなげてまいりたいと考えております。

No.3 は、推薦研究の実施に関し、授業実践等の事例が、市全体でどう共有されているかということについてのご質問です。各校での研究成果等については、研究発表会や公開授業、研究協議や講演会を通し、実践の共有を図っております。また、それらを定量的に示すためのデータに関しては、教職員へのアンケートにより積み上げておりますが、市民への公開や全国への広報のあり方については引き続き研究してまいります。

No.4 は、コミュニティ・スクールの設置に関し、各学校での導入前に住民に話す機会があるかというご質問です。地域への発信や共有については、学校運営協議会へ移行する準備段階において、指導主事が学校評議員会で評議員の皆さまにご説明をさせていただいております。

No.5 は、中学校部活動指導協力者の派遣について、その処遇や保険等に関するご質問です。令和6年6月末現在で、学校からの申請人数は、運動部活動58名、文化部活動37名の計95名、謝礼は1回2時間程度で3,000円となっています。活動中を含め、移動中の事故やけが等の保障については、市で保険に加入をしています。

No.6 は日本語指導協力者の派遣に関し、日本語の理解が難しい児童・生徒がどれくらいいるか、またその学習支援についてのご質問です。令和6年6月末現在で、各学校から要請があった日本語指導が必要な児童は35名、生徒は7名です。基本的には通常の学級の授業から取り出しを行って、個々の支援をしています。通常の学級の授業に日本語指導協力者が参加し、支援を行うこともございます。

No.7 は、校内研究等に係る指導助言に関し、主体的・対話的で深い学びが実現していることを示すデータについてのご意見・ご質問です。児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析するものとして、毎年4月に全国で実施される全国学力・学習状況調査、また、教育センターが毎年6月に実施している茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査がございます。意識調査では、主体的・対話的で深い学びの実現を把握・分析するための質問項目を、表に記載の通り設けておりまして、この結果につきましては、市のホームページで公開をしております。

No.8 は、教育ICT環境の整備と活用に関し、小・中学校での整備状況、授業での活用状況についてのご質問です。1人1台端末について、本市ではiPadを採用しており、全ての常勤職員、児童・生徒に配備をしております。ICTの活用状況については、全国学力・学習状況調査に関連する質問項目が、表に記載の通りございまして、結果は市ホームページ等で公開をしております。

No.9 は、児童生徒意識調査に関し、令和3年度以降、小学6年生の否定的な回答の割合が増加している設問があることについてのご質問です。「分かるようになることが楽しいとは思わない」とい

った回答の背景として、推測される要因としては、自己肯定感、学習への動機、学習内容の理解度、仲間との学習における対話の得手不得手等が考えられます。本意識調査で、否定的な回答する児童・生徒が一定数いることは、学校現場でも把握しており、校内支援体制の構築とともに、授業における個別支援の手立てを講じているところでございます。

No. 10 は、小・中学校における時間外在校時間に関し、その抜本的な問題点と解決策についてのご質問です。全国的にも大きな課題である、教職員の時間外勤務の問題点としましては、教職員のなり手不足や処遇改善の必要性等が要因としてあると考えます。働き方改革をさらに加速化させていくため、個別の取り組みの継続に加え、小学校給食費の公会計化に向けた準備等を進めております。

No. 11 は、教育行政の大きな役割として「つなげる」ことの大事さについてのご意見です。こちらはご意見として、その回答を表には記載しておりませんが、教育基本計画全体として、学校教育・社会教育、そして教育に関わるあらゆる主体のつながり、連携が重要と考えておりますので、その根底の考え方にに基づき、個別の取り組みを進めてまいります。

No. 12 は、教職員等を対象にした研修の実施に関し、先生が楽しめる研修企画についてのご意見です。教職員の研修については、神奈川県教育委員会教員研修計画に則り、県教育委員会と市教育委員会が連携して実施をしております。教育センターが担う研修では、経験年数が短い教員、臨時的任用職員の研修に特に注力しましたが、年数や階層、テーマなどによりさまざまな研修に取り組んでおります。地域のリソースについては、外部講師として関わっていただく場面があり、教員にとって授業づくりの参考になっていると考えているところでございます。

以上、基本方針1の事前意見に関する回答の概要説明でした。よろしくお願いいたします。

○笠原会長

ご説明いただき、ありがとうございました。それでは、ご質問いただいた委員の皆さまから、もう少し加えて説明をしてほしいですか、または、さらに質問したいという点があれば挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。三末委員、お願いします。

○三末委員

三末でございます。私の方で事前に送りました質問でご回答が載っていなかったものが2点ありまして、お伺いしたいと思います。

1点目がテレビのニュースや新聞で藤沢市が交通事故の起こりやすい場所について、損害保険会社と共同で2年ぐらいかけてなんですけれども、デジタル化を行って、画面をクリックするとこの場所ではどういう交通事故が起きたか、被害の程度はどのくらいだったか、そういったものが分かるらしいのですが、茅ヶ崎市でもやってみたらどうかと思っているんですけれども、88ページの学校内・登下校時の事故報告件数に関連しての質問ですが、それが1点目の質問です。

2点目は、91ページにあります就学援助費のところで、要保護、準保護と書いてあるのですが、この基準が分からないので教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○笠原会長

ありがとうございます。私の方で少し言葉が足りなかったのですが、今、確認をさせていただいたかったのは基本方針1の部分ということで、今、三末委員がおっしゃったのは、基本方針3の部分になりますので、改めて事務局が質問に対しての回答させていただきますので、その時によりしく願

いしたいと思います。皆さま、いかがでございましょうか。

皆さまに少し確認していただいている間に、私から 1 点質問させていただきます。私が質問したものではないのですが、質問と回答との対応を見たときに、No. 2 の基本方針 1 政策 1 に関する質問のところで、2 つに分かれていて最初の部分については、回答になっているかと思ったのですが、2 つ目の戸田市の例に対して実行の難しさなどがあるのであれば教えてほしいという質問があったかと思うのですが、それに対して回答になってないかと思うので、事務局の方で付け加えることがあればお願いしたいと思います。

○新居学校教育指導課長

点検・評価の中では、なかなかお示しをすることができなかった部分ではありますが、本市でもかなり民間企業との連携協力によって、子どもたちの教育というところで、昨年度から取り組みが推進できるようになってまいりました。特に、民間企業の力を活用した水泳学習の部分については、全国からかなり問い合わせをいただいております。水泳の授業を民間の施設を使って行うという事例は、他市町でもあるようなんですけども、それを民間の指導者が行っていく、さらには、学校の教員もそこに入りながら、必要に応じて子どもたちのことを十分に把握している教員と、指導力に優れている民間の指導者との連携というところで、これから拡充というところではあるんですけども、こういった取り組みについて補足させていただきます。戸田市のケースについても、こういった事例も十分に参考にしながら、ますます取り組んでいきたいという思いでおります。以上です。

○笠原会長

ありがとうございます。戸田市はさまざまな大学だとか、行政機関、それから企業と連携をして、システム的に学力向上であるとか、学校の職員の力量アップとかに取り組んでいるというところは、かなり全国を牽引している部分があるかと思うのですが、それはそれとして参考にしつつ今おっしゃっていただいた茅ヶ崎市としてのそういう独自の取り組みも、ぜひ、こういうところでアピールしていただくことも大事かと、そのことを市民の方々に知っていただくことも重要かと思います。ありがとうございます。

いかがでしょうか。委員の皆さまで特にもう少し付け加えてほしいとか、事前に質問を出さなかったのですが、改めて読み直してみても気になる部分があれば、ぜひ積極にご質問またはご意見を頂戴できればと思います。塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員

ありがとうございます。まず、いろいろ質問票に書かせていただいたことに対してのご回答ありがとうございます。このような会議に参加することが初めてで、教育行政の関わり方とか、皆さんのあり方とかが分からないところもある中での質問だったので、すごく勉強になっています。

それでいろいろこの資料を読みながら、すごい考えあぐねてしまったのが、中長期で見た時に 20、21 ページで、子どもたちに「学ぶことが楽しい」とか、「もっと学びたい」とかという意欲について聞いているアンケートがあると思うんですけど、基本的には満足してる人たちが 9 割ないし 9 割 5 分ぐらいを超えていて、ここの定量データだけを見ると、今の教育活動自体にあんまり何か問題はないように見えるのですが、これをもってそう解釈していいのかというところが少し自分としては不安を感じています。このいただいた点検・評価結果報告書の資料とか、この我々がした質問と回答

以外に見えてきていない課題とか、そういったところを皆さまはどうお感じになっているのかというのを少し質問してみたいと思いました。

○笠原会長

ありがとうございます。それでは学校現場の方からですね、ご参加いただいている山本委員、佐藤委員に、今の子どもたちの実情であるとか、実際にこのデータではなかなか読み取れないけども、こんなことがあるというところを、よろしければご紹介いただければと思います。

○山本委員

では、山本がお答えしたいと思います。政策1の1人1台タブレット端末の活用ということで、教師も複数年にわたってタブレット端末を活用した指導を重ねてきていますので、その活用方法についても、多様化してきているのかと思います。私自身は教師としては、なかなかタブレットとか使えなかったもので、校内巡回とかしている時は、さまざまな活用方法があるのかと思っております。子どもも、タブレット等に慣れている世代ですので、教師以上にいろいろな発見をしてくれるので、そこでもまた教師自身も勉強になっているかと思っています。

それから、「学校で色々なことが分かるようになることが楽しいと思う割合」に関して、この報告書では6年生の結果が載っているのですが、学校では学校生活アンケートというものを全学年で取っています。傾向としては、やはり低学年ほど、とても楽しいという割合が高いんですね。あくまで推測なんですけど、学年が上がるに従ってやはり自分自身に厳しく考えるということではないかと、ですから、楽しいとか分かるということに対しての、自分の中にある厳しさというのが出てくるので、ひょっとしたらそれが原因で、値が下がるとか伸び悩んでいるということがあるかもしれないと考えています。また、先ほど言いました学習の方法とか指導方法も含めて、そこを高めていければと考えております。以上です。

○佐藤委員

今の授業づくりは、平成29年に告示になった現行の学習指導要領に基づいて行われていますけれども、やはり子どもが主体になって学ぶということが大きな改訂のポイントの1つになっていて、学校現場でも子どもが主体になって、仲間との関わりの中で学習を進めるという授業づくりを一生懸命行っています。それによって、大方の子たちはやはり学びの質を高めているのかと思いますけれども、一方ではその仲間とともに、人とともに接しながら、考えを深めていくというようなことが苦手な子もやはりいます。要するに教室に入ることには抵抗があるというお子さんもいますので、そういったところは今後、課題として、どのように学習を保障していくかということも考えていかないと、学校ではそういったところも焦点を当てて取り組んでいるところです。今のところは、個別に別室で勉強を見たり、そのような対応はしていますけれども、大方は子どもたちも楽しそうに授業を受けているような状況になっているかと思っています。以上です。

○笠原会長

ありがとうございました。他の委員の皆さま、いかがでしょうか。違う視点から、このような子どもの姿も見ることもできるのか、このような課題があるのではないかなというような、この点検・評価の中にも、不登校への対応の課題性といったご指摘をされていたと思うのですがけれども、全ての子ども

もたちが同じように感じているのではないということも、今の2人の委員からもご説明あったと思うのですが、梨本委員はいかがですか。

○梨本委員

梨本です。先ほど説明があったように学校が楽しいという回答が非常に多くて、茅ヶ崎の充実した学校教育の様子が伺えて、良かったと思うんですけども、私としてはコミュニティ・スクールの導入に非常に興味を持っておりまして、導入することによって、さらにこの値がどのように変化していくか、それから、他の学校でも導入が進んでいくかと思えますけども、そうした経緯の中で、より地域住民の方とか、先ほど民間の水泳学習の話がありましたけれども、そうした連携もさらに進んでいくのであろうかとか、そういうところに関心がありますので、またここでより具体的なものがまた出てくると良いように思っています。今、この部分での説明は十分ですけども、特にコミュニティ・スクールのところには、非常に勉強になりました。

○笠原会長

ありがとうございます。先ほど佐藤委員もおっしゃっていたと思うんですけども、なかなか友だちとうまく学べたり遊べたりできないお子さんたちが、今、梨本委員がおっしゃったように、地域の方々が学校に入ってくることによって、違う関係性を築いたりとか、民間の方々と一緒に水泳を学ぶというところで、自己の開放ができたりとか、違った視点から学校へアプローチすることで、子どもたちの学びが広がっていったり、質が高まっていったりする可能性はやはりすごく高いのではないかなと思うので、このコミュニティ・スクールというものの自体が、どういう方向で学校の中に入っていくかというのは非常に重要な点かと、私自身も今の梨本委員のご意見で思った次第です。

他にどうでしょうか。ぜひ皆さま方、それぞれのお立場から、やはり茅ヶ崎市の子どもたちの状況というものが今後に向けてどういうふうに進んでいくことが、本当に子どもにとってより良いのかというところは、とても重要な点だと思うので、それぞれの立場から何らかの意見があれば、さらに頂戴できたらと思いますが、特段ないようでしたら次のところに移りたいと思いますが、いかがでしょうか。塚本委員、お願いします。

○塚本委員

塚本です。佐藤先生のお話がすごいぐっときました。今、お話を聞いてすごく思ったのが、そういう主体的な学びがある程度スタンダードになってきた段階において、要するにコミュニケーションを強制されることによる居づらさとか、仲が良い状態の時はいいんですけど、ちょっといざこざがあったり、けんかがあったりして、そのクラスに居づらくなってしまうような状況の時に、やはり家と学校が多分お子さんたちはメインの活動のフィールドだと思ったときにその不登校の人たちが増えている原因みたいところを、皆さん、その所管としてどういうところに持ってらっしゃるのかというのを、お伺いしたいと思いました。

○笠原会長

ありがとうございます。この問題は茅ヶ崎市だけのことでなくて、神奈川県全体、全国ということで、非常に大きな課題になっているかと思うんですけども、いかがでしょうか。それぞれにということで、例えば鈴木委員、公民館等の中で、子どもたちと直接関わるということがなかなか難しい

かもしれませんが、不登校のお子さんであるとか、なかなか学校に居場所がないお子さんたちが訪れるということもなきにしもあらずかと思うのですが、今のご質問に対してどのようなご意見とかご感想を持っていらっしゃるか、お聞かせいただければお願いしたいと思います。

○鈴木委員

鈴木です。公民館は、一時期、コロナの時には、集まるということがなかなか難しい状況でしたので、「集まる」「つながる」という本来の施設の目的を果たせないまま、数年が過ぎていったと思います。ここにきて、大分その状況が良くなりまして、大人も子どもも、本来の施設の目的である「つながる」ですとか、その「一緒にいる」ということは、かなり良くなってきたと思います。公民館でも、子どもを主体とした事業というのを多くやっております、その中に、私は西浜学区青少年育成推進協議会の会長もさせていただいていますけれども、西浜学区青少年育成推進協議会と協働で子どもたちのための事業も、多くやってきております。この子が不登校でこの子がそうじゃないというような情報というのは、特につかめないのですが、やはり少し個性が強いお子さんたちというのはすごく最近増えているなと思っています。でも半日、1日一緒にいると、その子たちの個性もだんだんつかめてきて、そういうところはやはり学校ではなかなか友だちも別々ですし、公民館の行事ですと学区も違う友だちもいますし、初めて接する大人と一緒に行動するというような事業もありますので、少しでもそういうところに突破口が見いだせて、また学校とか、自分の地域に戻っていけるようなきっかけができればいいなと思って活動しております。

○笠原会長

ありがとうございます。また、いろいろな場面で委員の方々にご意見を頂戴しますので、基本方針1につきましては、これでよろしければ次に移らせていただきたいと思います。それでは続きまして、この基本方針1と関連する内容でございますので、基本方針3について説明いただきたいと思いますので、事務局、よろしくお願いいたします。

○伊藤教育総務課主査

それでは、基本方針3「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」の総括説明です。基本方針3につきましては、政策5、6、7で構成されています。

70ページをお開きください。政策5「教育的効果を高める教育行政の推進」についての自己評価です。教育委員会の運営、事務事業の進行管理及び教育施策の企画立案に資する調査研究に関する施策を推進するものです。

令和5年度の「各施策の取り組みと効果を総括」について説明いたします。5年度は調査研究委員会の活動として、情報活用能力の育成を図るため、新たに情報教育調査研究員会を発足し、5つの研究に取り組みました。

また、取り組み2「幼児期の教育等に関する講座・講演会等の開催」では、教育講演会として茅ヶ崎市出身の絵本作家による講演をオンデマンド配信し、子どもとの向き合い方や、子どもの自己肯定感をはぐくむための接し方を考えるきっかけを提供できたと評価しています。

続いて、「課題と今後の方向性」について、説明いたします。前年度に引き続き、教育委員会内での連携や市長部局との連携を重視して取り組んできましたが、さまざまな事情により、取り組めていなかった事業への予算・人材の投入が難しく、即座に推進できる体制を整えることができないことが

課題として認識しています。

また、登録有形文化財の保存活用に関する取り組みについては、市の財源からの負担を念頭に置きつつ、さらなる補助金の活用や、企業版ふるさと納税の制度を積極的周知及び活用といったさまざまな手法の検討を進めていく必要があるとしています。

また、7年度の教育基本計画の中間見直しにあたり、今年度から基本計画及び教育大綱の考え方の整理を行っていくことについて記載し、今後の方向性としています。

続きまして、80ページの政策6「安全で安心な教育施設の整備」についての自己評価になります。教育施設等の再整備や維持保全に関する施策を推進するものです。

令和5年度の「各施策の取り組みと効果を総括」について説明いたします。指標の推移から、「教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合」については、安心して利用できると答えた児童・生徒の割合は、2年度以降は概ね横ばいの傾向にあるように、施設の安全性については一定の評価を得ているものと評価しています。また、5年度は、学校施設整備基金の積み立て及び活用、さらに今後の整備の指針となる学校施設再整備基本計画を策定し、施設整備のための基盤を固めることができたと評価しています。

「課題と今後の方向性」については学校施設再整備基本計画を策定し、今後は計画に基づき工事を行っていくこととなりますが、多額の工事費が予想されるため、財源確保の1つとして交付金や基金の積極的な活用を検討していくことが必要であると認識しています。

続きまして、86ページの政策7「子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備」の自己評価です。学校給食、健康管理、保健衛生、就学支援等に関する施策を推進するものです。

令和5年度の「各施策の取り組みと効果を総括」について、ご説明いたします。本市の小学校給食については、学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量は国が示す基準を概ね満たしており、各小学校において、栄養バランスの取れた給食を提供できたことについて評価しています。

中学校給食については、全中学校での体験試食会の実施や、委託事業者の選定、予約等管理システムの導入のための準備、配膳室工事のための設計業務等を着実に行ってきました。

また、全国的な熱中症の発生状況を踏まえ、学校教育に際し、具体的な場面における予防策の周知など、熱中症の予防の徹底に努めたことについても触れています。

「課題と今後の方向性」については、中学校給食については、短い昼食時間の中で、効率的な配膳といった運用の詳細を詰めていく必要性について触れています。

また、登下校の地域の見守りについては、地域のボランティアの協力をいただきながら、学校と地域が一体となって取り組んできたものが、指標の結果に結びついていると認識しています。今後はコミュニティ・スクールを活用し、学校と地域が課題を共有し、多様な主体の参画を検討していくとともに、他自治体の取り組みについても研究していくことを今後の方向性としています。以上、基本方針3の政策5、6、7の総括説明でございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○笠原会長

ありがとうございます。それでは、意見票について、事務局から説明をお願いします。

○高橋教育総務課課長補佐

基本方針3に関する意見票についての回答等について説明いたします。資料3の6ページをご覧くださいと思います。こちらは事前に6つのご意見等いただきましたので、回答の概要等を事務局

より一括して説明させていただきます。

No. 21 は、教育政策の立案等に係る他の自治体の取り組みの参照や、組織体制や方針のあり方に関するご質問です。教育施策や事業の立案にあたっては、現状や将来の課題について把握するための調査を行う中で、先進的な対応を行う他の自治体の事例やデータ等を収集し参照・活用しております。また、各課や各学校が所管する個別の計画や事業においては、地域の有識者に参画いただく審議会等の仕組みがございまして、各現場における効果的な実践につなげるよう努めております。

No. 22 は、調査研究委員会の研究テーマに関し、研究内容がアーカイブ化されているか、オフライン限定にしている理由についてのご意見・ご質問です。研究内容については、教育センターの教育職員専用ホームページ「学びのひろば」において、研究収録及び発表資料を掲載しております。児童・生徒の実態や、各学校の課題等を踏まえたものの内容に含まれていることから、こちらは教職員を対象としているところです。教育課題を参加者同士が対面で共有することの意義を大切にする等の考えから、対面での実施としております。

No. 23 は、児童生徒意識調査に関し、結果の一覧についてのご質問ですが、集計報告書については、市の教育センターホームページに掲載しており、閲覧可能となっております。また、先ほどご紹介したホームページ「学びのひろば」では、元校長及び教育指導員が調査結果の分析等を行った動画を掲載しており、本市の教職員が視聴可能となっております。

No. 24 は、調査研究等の成果の発表回数と、調査研究発表会の参加者数に関し、活動をより多くの先生に届けるための工夫についてのご意見・ご質問です。参加者数の令和 2 年度以降の変化については、事業の大幅な見直し等により、指標の対象を変更していることが理由となっています。教職員の周知については、学校への依頼や教育センターの教職員専用ホームページ等、さまざまな機会を捉えて周知をしてございます。

No.25、こちらは先ほど三末委員の方からいただいたご質問のところにあたるのですが、学校内・登下校事故報告件数に関し、交通事故が起きやすい場所の情報のデジタル化と公開に関してのご意見です。本市では、交通事故など恐れのある危険箇所については、各校で通学路合同点検を実施し、その結果について対策箇所図、対策一覧表を作成し、その情報デジタル化、そして地図情報システム「まっぷ de ちがさき」で危険箇所の公表を行っております。

No. 26 は、要保護及び準要保護就学援助費の支給に関し、「要保護」「準要保護」とする基準についてのご質問です。「要保護」は生活保護法の規定による保護を受けている世帯で、「準要保護」は生活保護は受けていないが、「要保護」に準ずる程度に困窮していると認められる世帯となります。生活保護の基準額に一定の係数を掛けた所得水準ということで設定をしているところでございます。

以上、基本方針 3 の事前意見に関する回答の概要説明でした。よろしくお願いいたします。

○笠原会長

ありがとうございます。三末委員、先ほどご質問をいただいたのですが、いかがでしょうか。このような回答になっておりますが、何かご意見があれば頂戴できればと思います。

○三末委員

ありがとうございます。確認できました。この「まっぷ de ちがさき」というのは、私は知らなかったんですけども、皆さんご存知でしたでしょうか。もう少し広報していただけると、市内の交通事故の防止にも役立つかなと思いました。以上です。

○笠原会長

ありがとうございます。事務局、広報については、どのようにお考えでしょうか。

○中原学務課長

学務課長の中原でございます。ありがとうございます。「まっぷ de ちがさき」につきましては、今回の通学路合同点検の情報もそこに連携して載せさせていただいていますが、市内のいろいろな情報など載せさせていただいているようなところでもあります。「まっぷ de ちがさき」の中で、通学路の合同点検の結果、どこでどんな事故が起きたかというようなところを載せさせていただいているところではありますが、閲覧の件数は非常に少ないと認識しています。ご指摘の通り、その学校を通じての周知の少なさですとか、スマホなどで見ていきますと小さいというところですか見にくいとか、展開が少し遅くなってしまう、時間がかかるというような課題もあるところです。保護者の方々、子どもたちにどのような場所が危険なのかと知らせていくのは非常に有効なことだと思っていますので、デジタル化というところも見据えまして、いろいろ検討を行っていきたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

○笠原会長

ありがとうございます。ぜひ充実したものにしていただければと思います。他はいかがでございましょうか。城田委員、お願いします。

○城田委員

今の登下校の危険箇所の件なんですけども、私も毎日見守りをしているのですが、やはり通学路は、茅ヶ崎市の道だけではなく、県道だとか、国道だとか、市以外の道も通学路として設定されていることが多いわけです。そうすると、危険箇所であると茅ヶ崎市に言っても、要はここは県道だから、ここは国道だから、我々には手が出せませんという回答がほとんどになってしまうというところもあるので、やはりこれは市を挙げて、国だとか県に対して、その対策というのをもっと積極的に言える課がきっとあると思うので、教育委員会がそこと連携を取って、発信していただきたいと思います。やはり地域から、市にそういう問い合わせをしても、回答としては、市としてはどうしようもできないんですというような回答はなしにしてほしいと思いますので、ぜひもう少し危険箇所の対策は、真剣に取り組んでいただきたいなと思っております。

○笠原会長

ありがとうございます。今の城田委員のご意見に対して、事務局、いかがでしょうか。

○中原学務課長

学務課でございます。ご意見ありがとうございます。ご指摘いただきました通り、やはり通学路、茅ヶ崎市道以外の県道ですとか、国道などもあるところがございます。そのような中でいろいろそういったものに絡む部分につきましては、私ども今回、合同点検については学務課だけでやっているのではなく、学校と警察、さらには市役所の中でも道路部局、それと市内の安全対策を主に行っている安全対策課と連携を図っておりますので、なかなか足りていない部分もあるというご指摘ございま

したが、今後も引き続き、県や国等に要望すべき部分はしっかりと要望を行っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○笠原会長

ありがとうございます。子どもたちの安全・安心をしっかりと対応していく必要があろうと思えますし、日々、子どもたちのそういう指導に当たっていただいている方々の思いをしっかりと形にしていくということも重要な役割かと思えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。他に委員の方、いかがでございましょうか。塚本委員、お願ひします。

○塚本委員

塚本です。2つ質問があつて、1つがその先生方だけが見ることができる「学びのひろば」の利用状況について教えてほしいです。数字がほしいということではなく、自分の意図としては、70ページ以降のいろいろな授業実践とか研究実践が本当に素晴らしいと思ひて、私教育に関わっている人間としてはぜひこういう事例をたくさん見たいと思ひていますし、こういう事例を積極的に、それこそ全国に向けて発信していくこと自体が、学びの可能性を広げていくことにつながるのではないかと思ひています。浜之郷小学校の社会の先生の本を拝見したのですが、その授業実践が本当に素晴らしく、私は茅ヶ崎市の小・中学校で行っている授業の内容とかは全然知らないのですが、いろいろな取り組みをされているんだということ自体がすごく勉強になっています。意見としては、そういうものをどんどん開いていった方がいいと思ひたときに、先生方に向けて開いているということは理解しつつ、どのくらい利用実態があるのか、それが少ないんだとするとその先生たちに向けて、そういうものの啓蒙活動とか、先生たちがそういうものを見ることがするための余裕を作るといったことが必要なのかと思ひています。2つ目はこれが素晴らしいなということが言いたかったということです。ありがとうございます。

○笠原会長

ありがとうございます。教職員の利用状況について、事務局、お願ひいたします。

○松永教育センター所長

教育センター所長よりお話をさせていただきます。「学びのひろば」は教職員専用のホームページということで、利用状況については数値としては出しておりませんが、まだまだ周知が足りないと私ども担当課としては思ひております。ですから、学校訪問した際、あるいは教員が集まった時の研修等で周知を図っているところでございます。特に1人1台端末が子どもたちに貸与されてから、教職員も同じように使っていますので、いつでもどこでも教職員が、こうした研究の実践を閲覧できるように環境を整えているというところでございます。あとは、私たちができる限りいろいろな場面で周知を図っていくということが大事だと思ひています。そして、こういった実践をさらに広めていくということもお話しいただいたところで、私どもとしましては、まずは市内でこうした共有を図っていきたくて思ひています。アーカイブだけではなくて、発表の場というところで、そこで質問し合う、あるいは協議し合うという対面でのことを大切にしているということ、そして神奈川県の中でも、神奈川県教育研究所連盟という連盟がありまして、各市町の県内の研究所あるいは教育センターが集って、それぞれの市町の研究発表をしようという場がござひます。そういったところで各市町そ

して教員が交流を図りながら、各自治体の教育課題を共有し、私ども教員として、こういった視点で教育課題を解決できるのかといった意味での教育研究の質を高めるような取り組みをしています。そして、この教育研究所連盟はさらに、全国の連盟ともつながっておりますので、情報については何らかの形で共有できるような形になっているところでございます。以上です。

○笠原会長

ありがとうございます。先ほどからお話を伺っていると、周知の方法やチャンネルがまだまだであるというのが、これに限らずあるようなので、ぜひ、実績を広めるということは大事ですし、それこそ今、教員のなり手がなかなか少ない中で、教育には魅力があるということを伝える有効な手立ての1つであるかと思います。塚本委員が非常に茅ヶ崎市の教育に関心を持っていただいているように、若い学生たちが茅ヶ崎で先生になりたいとか、この研究がなされているところを学びたいという思いを抱いてもらうためにも、やはり上手に発信をしていくということはとても重要かと思っておりますので、ぜひそういったことも参考にさせていただきながら、周知のお願いをしたいと思っております。

先ほどの塚本委員のお話の中に余裕がないのかという話もありましたが、先生方の働き方改革も課題ではありますけれども、校内にいて自己研鑽ができるツールとして1人1台端末があるとするならば、それをもっと活用した校内での研修の向き合い方みたいなものもセンターの方から提案していただけると、もっと充実するかと思うのですが、この辺については、校長先生方、何かご意見があれば伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○山本委員

山本でございます。笠原会長がおっしゃったように、なかなか業務の多忙化というのがあるので、教育センターの方から「学びのひろば」等を通じて、さまざまな情報の発信があり、都度、教職員には周知はしているのですが、実際どの程度見ているかというのは、学校現場で把握しきれない状況であります。ただ授業を見ていると、ひょっとして教育センターからの情報を参考にしたのかなということを感じるところもあるので、全く見ていないということはないと思っておりますので、引き続き、教育センターとも連携しながら教育の質の向上を図っていきたいと思っております。

○佐藤委員

佐藤です。経験の短い先生方が市の研修等に行くんですけども、その際、こういったことを学びましたという報告書を私のところで受けますので、どんな学びをしているのかというのは、現場に分かります。またその中で、特にためになるというものがあれば、同世代とは言わないけれども少し上の先輩方とかそのあたりとも情報を共有し、できる限り学校は先生方一人一人のスキルがすごく大事なので、スキルが育っていくように情報は共有するように努めています。以上です。

○笠原会長

ありがとうございます。教育センター等の研修で、自分たちがどういう研修をするかという計画を立てられると思うのですが、例えばそういう計画の中に「学びのひろば」を活用して、研修したというような記録を残せるような工夫をすると、もっと見ていただける形にもなるのかと思っておりますので、いろいろとご意見をいただきながら、ぜひ充実をしていただければと思います。それでは他にご意見がないようでしたら、33 ページからの基本方針2について審議に移りたいと思っておりますが、よろしい

でしょうか。それでは、事務局、お願いいたします。

○市川教育総務課主事

それでは、基本方針2「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」の総括説明です。基本方針2は、政策3、4により構成されています。

34 ページをお開きください。政策3「子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進」についての自己評価です。社会教育関係職員の育成、青少年の育成及び多世代の学びの機会の提供に関わる施策を推進するものです。

令和5年度の「各施策の取り組みと効果を総括」について説明します。児童生徒意識調査において、「社会教育関係職員の研修参加者数」をはじめとする13の指標では、各社会教育施設において利用者数の回復基調が見られます。対面実施のニーズが高くなっており、バーチャルではないフィジカルな関わりを求める傾向にあります。

Wi-Fiが整備されたことで、子どもたちの勉強のための利用の増加に加え、保護者が仕事をしながら子どもたちを待つなど、施設利用の仕方の多様化が見られました。また、公民館では生徒が学校の学びを超えて、地域とつながる機会を創出しました。

こうした総括を踏まえ、「課題と今後の方向性」を説明します。社会教育施設では、「子ども同士」と「保護者と子」の環を深める講座や地域団体との連携を意識しながら、運営のあり方を模索していきます。一方、持続可能な地域運営においては、新たな利用者層と地域をつなぐ場づくりが大切であると考えます。そして、コミュニティ・スクールの取り組みなどと連動し、多様化・複雑化する子どもたちが抱える課題を解決する社会教育施設を目指します。また、体験学習センター「うみかぜテラス」は、地域の学習拠点として効果的な事業展開を進めていきます。最後に、児童クラブでは、待機児童の多い学区で見守りを必要としている児童を対象に、臨時保育を実施し、安全・安心な場を提供します。

続きまして、政策4についての自己評価を説明します。60 ページをご覧ください。政策4は「郷土に学び未来を拓く学習環境の整備」です。自然や歴史・文化等の教育資源を活用した地域発の学びを通して、教育活動や文化財保護に関する施策を推進するものです。

令和5年度の「各施策の取り組みと効果を総括」についてご説明いたします。開館して2年目の博物館は、来館者数を堅調に伸ばしており、隣接する民俗資料館の来館者も増加し、相乗効果が生まれています。神奈川県教育委員会や県立歴史博物館と連携した企画展や、民俗資料館を活用した演奏会や出前授業など、さまざまな学習機会を提供しました。

文化財保護については、老朽化が進む「旧藤間家住宅」では収蔵資料の調査を進め、保存活用のための耐震改修工事への道筋を示しました。

また、下寺尾官衙遺跡群の史跡指定地の公有化を着実に進め、地元住民とともに「遺跡文化祭」を開催し、周知に努めました。

さらに、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業については、基礎講座に市内のまち歩きを取り入れ、茅ヶ崎の新たな魅力について知ってもらい、市民による都市資源の普及啓発活動を支援しました。

こうした総括を踏まえ、「課題と今後の方向性」についてご説明します。博物館では、展示会やワークショップなどの教育活動を続け、敷地や建物の管理体制の構築や、学芸員実習生の受け入れ準備などに取り組んでまいります。また、博物館周辺の文化財を学芸員が解説する事業の実施、さらに他

の社会教育施設や専門知識を持つ職員との教育普及活動に取り組みます。

そして、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業は、文化財をはじめとする茅ヶ崎市の都市資源を活用した新たな活動に取り組んでまいります。以上、基本方針2の総括説明でございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○笠原会長

ありがとうございました。それでは意見に関して、事務局からお願いいたします。

○高橋教育総務課課長補佐

では、委員の皆さまから事前にいただいた基本方針2に関する意見票に関する回答等について説明いたします。資料3の4、5ページをご覧ください。事前に8つのご意見等いただきましたので、回答の概要を事務局より一括して説明させていただきます。

No.13はコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の関係、地域学校協働活動推進員の活動についてのご質問です。国では、地域とともにある学校づくりを目指すコミュニティ・スクールと、学校を核とした地域づくりを目指して行う地域学校協働活動とを一体的に進めていくことを推進しています。地域学校協働活動推進員には、地域と学校とをつなぐコーディネーターの役割を果たすことが期待されております。そして、そのあり方については、全国一律で決められたものではなく、本市においては、令和7年度までに市内全校で導入予定のコミュニティ・スクールの状況を注視しながら、それぞれの地域や学校の実情、特色に応じた活動の推進について調査研究を行っているところでございます。

No.14は、地域学校協働活動に関し、現時点で行っていることについての質問です。本市では、現在、地域学校協働活動本部の設置や、地域学校協働活動推進員の委嘱はございませんが、青少年課が事業委託している小学校ふれあいプラザ事業をはじめ、各地域団体等による見守り活動や、放課後の学習支援など、さまざまな活動が行われております。

No.15は、多様な市民活動団体等のリソースの活用に関するご意見です。こちらは、ご意見として回答を表には記載しておりませんが、茅ヶ崎市は市民活動団体の活動が活発なまちです。そうした方々の活動、さらには、民間事業者も含め、広く社会のリソースをつなげ生かしていくこと、そのための働きかけや仕掛けが今後さらに重要となると考えております。

No.16は、社会教育に関する講座に係る今後の方向性についてのご質問です。コロナ禍の時期において、対面式の講座の実施が困難となる中で、学びの機会を停滞させることがないよう、動画配信やオンライン講座に積極的に取り組んでまいりました。こうした声を生かし、今後も利用者のニーズに合わせ、対面・オンラインなど、それぞれのメリットを生かし、さまざまな手法を用いた講座等の企画実施を行ってまいります。

No.17は、教室等を活用して行う夏季臨時保育に関するご質問です。こちらは、今後、茅ヶ崎小学校・浜之郷小学校・松浪小学校の特別教室で、夏季休業期間である7月22日から8月30日の、月曜日から土曜日の朝8時から夜7時まで開所する予定でございます。

No.18は、「市長部局との連携」に関する記載についてのご意見です。ご意見の通り、教育基本計画では、教育に関わる全ての人たちに学び合う機会を提供し、さまざまな分野、活躍する人々と交流することが必要と考え、市長部局と連携して取り組む施策の中から重点的に取り組む施策を政策ごとに位置付けております。こちらは点検・評価報告書の2ページにも記載しております通り、この「市

長部局の連携」ということについては、計画の中間年度と最終年度に総括をすることとしておりますけれども、今回、令和５年度の連携事業の一覧を、別紙「参考資料２」としてお示ししましたので、ご参照いただければと思います。

なお、こちら参考資料２を見ていただきますと、社会教育施設における講座等の連携でさまざまな市長部局との連携が多くあります。また、こちらでは市長部局との連携という形で出しておりますが、教育委員会内の連携につきましても、博物館の学校利用でありますとか、そういったところの協力でありますとか、日常的に連携が行われていると考えております。

続きまして、No. 19、子ども大会参加者数に関して、数値が激減している理由についてのご質問です。こちらは、参加者数の取り方の違いによるものになります。コロナ禍の影響を受けて、対面での開催が難しかった令和３年度においては、集計に際して印刷物の配布部数等を参加者数として扱い、総参加者数を１万２,８７９人と計上しておりました。令和４年度以降は、対面での開催が可能となり、実際の参加者数を計上できるようになっております。

No. 20 は、多様な主体と連携した学習機会の提供に関し、これらを学校ではなく、地域の施設で行っている理由についてのご意見・ご質問です。こちらは、学校教育だけでは得ることができない知識・経験等を、学校区や学年を超えた子ども同士の交流や体験学習の場として提供することが、社会教育の役割として非常に重要であるという考えに基づき、学校教育との連携はもちろん意識しながら、社会教育施設等でも学習機会の提供を行っているというところでございます。

基本方針２の事前意見に関する回答の概要説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○笠原会長

ありがとうございました。それでは、事前にご意見を提出された方、または今日ご覧になって新たにご意見がある方、いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。では、梨本委員、その後、城田委員、お願いいたします。

○梨本委員

梨本です。34 ページのところで、地域学校協働活動について記載があります。34 ページの自己評価の「各施策の取り組みと効果を総括」というところの３段落目のところに、「地域学校協働活動のさらなる促進」とあるのですが、茅ヶ崎市は、現在、推進委員を置いているとか、地域学校協働活動本部を設置するというような意味では、地域学校協働活動という制度を置いているということではないということですね。「さらなる促進」というふうにありますけれども、これは特に推進委員を委嘱するといったことなく行われている活動ですが、そうした学校と連携した活動について、さらにそれが促進されるように期待したいというようなニュアンスで受け取ってよろしいのでしょうか。ここは少し気になる場所でしたので、質問をいたしました。

○笠原会長

よろしいですか。では、事務局からお願いします。

○伊勢田社会教育課長

社会教育課からお答えいたします。今、お話がありました地域学校協働活動のコーディネーターについては、現在、委嘱がなく、また本部についても設置を今のところはしておりません。先ほど事務

局の方から回答の説明を行ったように、令和7年度に市内のコミュニティ・スクールの全校設置ということで、本市では進めております。そのような取り組みを始めまして、学校ごとに地域の状況ですとか、学校の状況というのが違うものなので、そのような状況を見極めてから、委嘱や本部の設置ということは進めたいと考えているところでございます。

ただ、現在、委嘱や設置がない中でも、地域と学校が連携して活動しているというような実績はございまして、例えば小学校ふれあいプラザの事業ですとか、登下校の見守りパトロール活動、そのようなことは、地域の方が学校と連携して行っております。また、学習支援ですとか、制度として何か定まったものがない中でも、今、進められているものがございまして、今後のコミュニティ・スクールの状況を見ながら、それらを体系的にやっていくにはどうしたらいいかというようなことを含めまして、調査研究を進めているものでございます。

○笠原会長

梨本委員いかがでしょうか。

○梨本委員

ありがとうございます。梨本です。ご説明ありがとうございます。茅ヶ崎市独自の協働活動がさまざま行われているということ、社会教育委員の会議の建議書は拝読して、その中でさまざまな実践例がありましたので、そうした茅ヶ崎の非常に活発な活動について伺えて良かったです。コミュニティ・スクールと一体的に進めていくといったそういった方針であるとか、少しそういった制度について、もしかしたら切り分けであるとか、それから地域住民と意見交換とか情報共有を行う機会を設けていくとか、そうした建議書にあるような、何かそうした仕組みづくりといいますか、何かそういうことが行われていくと一層良いと思いました。このところは、私も今後、知見などを書いていくところになると思いますけれども、十分、分かりました。ありがとうございました。

○笠原会長

それでは、城田委員、お願いいたします。

○城田委員

城田です。まず1点ですけれども、オンライン講座をコロナ禍の中でやってきたということなんですけれども、それが今、コロナが明けてフィジカルになっているところなんですけれども、私が事前質問を提出したんですけれども、今後、どっちに行くのでしょうか。報告書では、オンラインとかそういったものはやっていないみたいなことが書いてあったのですが、今後もオンラインはやらずに、フィジカルの方角性で行くのでしょうか。

○笠原会長

事務局いかがでしょうか。

○荒鶴嶺公民館長

鶴嶺公民館館長お答えします。コロナ禍では、学びを止めちゃいけないという前提のもと、オンラインを使った講座をやっておりまして、オンラインをフル活用で動画も作ってやってまいりまし

た。コロナが終わりまして、オンラインはオンラインのすごく良いところがあるんですね。例えば、体にご不自由な方が講座に参加したいんだけど、公民館までは行けない、そういう場合にやはりオンラインというのはすごく有効な手段で、学ぶための1つの方法です。ただ、やはりコロナで、個別の生活で大人も子どももコミュニケーションも取れない状況が長く続きましたので、現在、正直なところ、皆さん顔を合わせてお話をしながら、雑談等をしてながら、講座を一緒に受けたりとということにすごく楽しみを覚えていらっしゃるのではないかと感じています。講座が終わった後の表情を見ると、もう全然違うので、やはりそういうことも必要だと思っています。確かにこちらの報告書では、昨年の実績ですので、動画配信などは特にせずということで、新しいものを作ったりはしていないのですけれども、実際、令和5年度を1年間過ごしまして、活用方法によっては、どちらにというよりも、両方進めていきたいというところが正直なところなんです。ですので、実績としては、鶴嶺公民館では、以前、講座を行った時に、オンラインを取り入れたことで、県外の方が受講したいということで受講されたということもあります。やはり茅ヶ崎の講座の良いところを県外にも発信できますし、市内でも体が不自由な方とかもオンラインであれば受講することもできるので、ICTに今、いろいろな部門が力を入れているところで、学校もタブレットを使ったりしていますから、いろいろなところでこういう先進的なものとコミュニケーションを取りながらというところをうまく融合しながら、これから事業を進めていきたいと思っておりますので、どちらにというよりは、両方に力を入れていきたいというところです。以上でございます。

○笠原会長

ありがとうございます。城田委員、いかがですか。

○城田委員

城田です。よく理解できました。おっしゃる通りだと思いますので、やはりその相手相手に合った講座や発信をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○笠原会長

他、いかがでしょうか。城田委員、お願いします。

○城田委員

城田です。もう1点、質問があります。待機児童の多い学校で、学区で学校開放するということですが、今年度やられるとのことだと、説明があったのですが、実際に運営するのは、どういった人たちが管理をするのでしょうか。

○笠原会長

事務局、お願いします。

○関山青少年課長

青少年課長、お答えいたします。今回、3つの学校で実施をする予定です。市内の児童クラブを運営している指定管理者が運営します。市内を5ブロックに分けて、それぞれの指定管理者にお願いしているところです。その5ブロックを2つの指定管理者が担っていただいているのですけれども、そ

のブロックに所属する指定管理者にお願いをしています。以上です。

○笠原会長

城田委員、どうですか。さらに何かございますか。

○城田委員

大丈夫です。分かりました。

○笠原会長

他はいかがですか。塚本委員、お願いします。

○塚本委員

塚本です。41 ページの「子ども同士」と「保護者と子」の環を深める講座等の開催について活動内容の実績が書いてあるところがあると思うんですけど、実績として人数が入っているものとなないものがあるなと思っていました。自分の意図としては、自分はあまり公民館とかを使ったことは正直なくて、こういった活動自体は素晴らしいなと思う一方で、これもやはりその周知ないし、その来場者の人数をもう少しドラスティックに増やしていくような何か施策とかアイデアとか、何か募って活動していけるといいなって思ったというのが安直な発想として1つあります。

また、こういった活動自体を総括する時にこの開催回数だけ書かれてもそこにどれくらい来たのかという人数と一緒に記載されていないと、総括にならないのではないかと思ったので、もしそこに意図があれば知りたいですし、ご意見いただければと思いました。

○笠原会長

ありがとうございます。では、事務局からご説明をお願いします。

○荒鶴嶺公民館長

鶴嶺公民館長お答えします。各公民館事業に参加した人数、概ね、普段使ってらっしゃるのは、サークル団体の方々ということで、当然利用者の人数も全て各公民館で把握はしております。ロビーに来られた方も、人数は個々にカウントしているわけではありませんけれど、概ねこの時間にこの人数ということで、足し込んで人数的には出るんですけども、塚本委員のご意見を参考に、今度は報告書の実績の記載方法について検討していきたいと思っています。以上です。ありがとうございました。

○笠原会長

もう1点、ドラスティックにもっと人を増やすような工夫もあった方がいいのではないかというご意見があったと思うのですが、それについて、事務局、お願いいたします。

○塚本委員

ジャストアイデアとして、そこにお答えいただかなくても大丈夫です。

○荒鶴嶺公民館長

公民館職員は、魅力ある講座を考えることを意識していきまして、いろいろな情報や他市の講座を調べたりして、講師の方にアポイント取ったりしています。さまざまある講座の中には、長野から来てくださっている講師の方も居られまして、鶴嶺公民館の場合ですけど、古典文学講座とかすごく人気で、茅ヶ崎の歴史的なものを扱ったりということで、好評いただいております。ですので、人を呼び込むというのは、私もここに配属になって大変なんだなということを実感しています。

例えば、子育て関係ですと、お子さんが参加するものには必ず保護者が来ます。写真や動画を撮って記録を残したいというのもありますし、子どものための事業が上手くいくと人が集まります。そこで少し気になっているのは、動画とかが変に拡散されたりしないように、直接保護者の方にお話して、撮影は控えていただくようお願いしています。そういったお願いをしている中で、最近、鶴嶺公民館で始めたのは、保護者の方に許可をいただいた上で、公民館内に事業とかの記録を掲示しています。そうすることで、後日、見に来ますというようなお声を結構いただいています。ですので、そういう事業に参加してない方にもこういう楽しい事業であったとか、こういうことをやっていますということが伝わるような、公民館の内部での PR も必要だと考えています。

また、公民館まつりの時に、近くの今宿小学校の特別支援学級のお子さんに作ってもらった門柱の装飾を、公民館まつり終了後もそのまま公民館内で掲示して、外から見えるようにして、公民館は楽しいところですよというところが少しでも伝わるような、そういうことを各公民館もいろいろ考えてやっておりますので、まだまだ工夫は必要かと思うんですけれども温かい目で見ていただければと思います。よろしくお願いします。

○笠原会長

ありがとうございました。とても重要なことだと思います。要は、先ほどから言っているように、そういう取り組みがあるのだけれども十分伝わっていないということによって、そういう良い機会に参加できなかったり、逃してしまったりということは、すごく残念なことだと思います。まして、茅ヶ崎の公民館の活動は全国的にも非常にレベルの高いものですから、やはりそういったノウハウを生かしながら、これからの時代に合った取り組みというのをお考えになっていらっしゃるようですから、もっといろいろな形で周知を図っていただくことも重要かと思いますので、よろしくお願いいたします。他は、いかがでしょうか。城田委員、お願いします。

○城田委員

城田です。今、公民館の話が出たので、追加でお話ししたいと思うのですが、公民館は、市内5館あります。また、茅ヶ崎市は、今、13地区にまちぢから協議会で区分けをされているので、公民館がない地域があります。公民館としては、5館が広く市内の地区をカバーしていますと言っても、やはり市民としては公民館がある地域、公民館がない地域といったイメージがあって、どうしても私が住んでいるところは公民館がない地域なんですけども、どうしても少し遠い存在になっています。ですので、公民館がせっかく良い事業を実施しても、全市的に広がらない部分なのかなと感じております。

市長部局との連携を私は非常に重視していきまして、市長部局では地域集会施設というのを、この13地区に全部作ろうということで動いているわけですから、その地域集会施設と公民館との連携として、公民館でせっかく良い講座を実施したら、それをそのままその地域集会施設でもう1回やって

みるとか、そういうことをぜひうまく展開をしてほしいという要望というか気持ちもありますので、ぜひその辺のところも検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○笠原会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。現段階で、そのことについて何かご意見あればお願いします。

○荒鶴嶺公民館長

鶴嶺公民館長、お答えします。実際のところ、そういうお話を、実は、今年に入ってからなんですけれども、コミュニティセンターの担当とざっくばらんな会話の中で、話はいただいています。そういうこともできたらいいなと改めて気づかされたというのが、正直なところですよ。

原則、どこの公民館も同じなのですが、公民館での事業は、広報やホームページで周知するほかに、市の広報紙と一緒に地域に公民館だよりを回覧させていただいているんですけれども、どうしても公民館のエリアというのがおっしゃるように、1館の公民館のエリアがものすごく広くて、全然、公民館が近所がないというところもあるのも確かなんです。ですが、そういう方々にも、程よい距離にその地域のコミュニティセンターがあつてということであれば、公民館とコミュニティセンターそれぞれが事業を行っているので、これからは情報を共有しながら、こういう講座が好評だったとか、そういうことを連絡しながら、地域の皆さんに同じような学びを提供できればベストだなということは、実は今年に入って、担当同士でざっくばらんに話ししたことはあります。今後は、その辺も検討していきたいと思っております。以上です。

○笠原会長

どうもありがとうございました。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員

鈴木です。茅ヶ崎市公民館運営審議会委員連絡協議会から参加させていただいていますので、一言付け加えさせていただきます。私は南湖公民館の公民館運営審議会委員連絡協議会におりますけれども、湘南コミュニティセンターが一番近いので、そちらに南湖公民館の出前授業として、南湖公民館で実施しているノウハウをそのまま湘南コミュニティセンターで実施するという事業を行っております。ですので、そういう交流は出てきていると思います。

子どもたちの事業に関しましても、南湖公民館でやるから南湖の西浜の子に限定して参加できるということではなくて、呼びかけは全市の子どもたちに呼びかけますので、先日、「ドキドキチャレンジ」という事業を行ったんですけど、違う学区からも1人でも2人でも参加してくれます。やはりそういうことは広報が大切で、なかなか隅々まで行き渡らないというのが、今後は考えていくところではあります。コミュニティセンターは指定管理者が管理運営を行っているので、公民館は直接市が運営しているというところの特質性を、利用している方はあまり区別もないので、社会教育施設としてもう少しそれぞれの立場の有利なところをアピールできるような活動というか方向性を出していけるといいのではないかと思います。

○笠原会長

ありがとうございました。こうして皆さまからご意見を頂戴すると、やはりそれぞれに工夫を凝らしながら取り組んでいることがよく分かるので、そういうことを、ぜひ市長部局との連携の中でも充実させていただくことが、結果的にこちらの事業の充実にもつながるかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。他に、もしご意見がないようでしたら、議題についてはここで終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

皆さまのご協力で、いろいろとご意見をいただくことができましたので、これにて議題については終了させていただきます。この後、事務連絡等、事務局、よろしくお願いいたします。

○高橋教育総務課課長補佐

熱心なご審議ありがとうございました。事務連絡としまして、次回の審議会のことをお知らせさせていただきます。次回の審議会ですが、8月29日(木)を予定しております。次回の議題につきましては、今回のご審議を踏まえ、笠原会長、梨本委員、そして本日ご欠席ですが、宮瀧委員に基本方針ごとに知見案を作成していただきます。基本方針1と3は笠原会長、基本方針2のうち社会教育関係の政策3は梨本委員、そして基本方針2のうち文化財関係の政策4は宮瀧委員にお願いをして、そちらをご審議いただくという形になります。

宮瀧委員におかれましては本日の審議の内容をお伝えいたしまして、そちらも参考に知見案をお書きいただくようお願いをしたいと思います。そして、それらの案につきまして委員の皆さままでご審議をしていただくこととなりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○笠原会長

ありがとうございました。それでは次回8月29日(木)となりますので、よろしくお願いしたいと思います。これをもちまして、令和6年度第1回の茅ヶ崎市教育基本計画審議会を閉会といたします。皆さまのご協力に感謝をいたしまして、閉会させていただきます。ありがとうございました。

(終了)